

# 宮古市における介護予防・ 日常生活支援総合事業につ いて

介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会

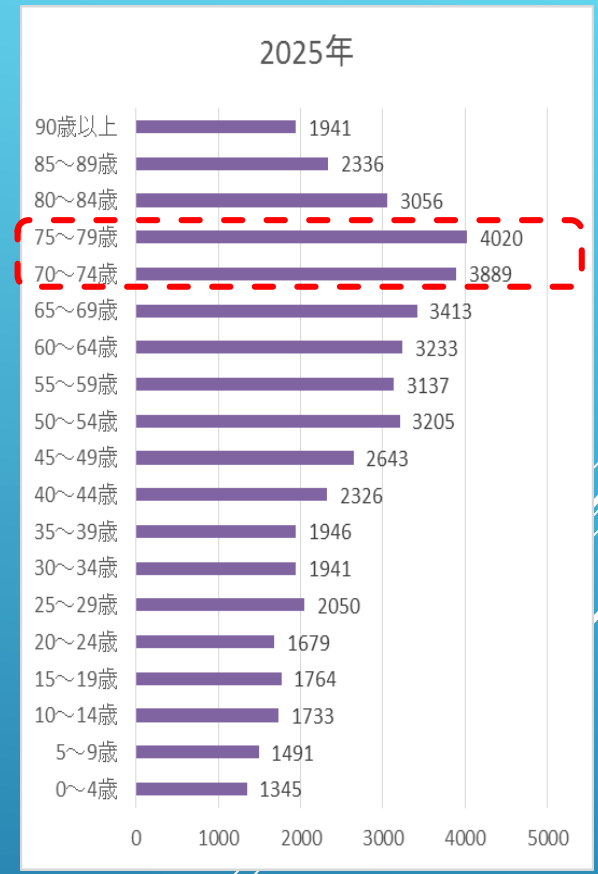
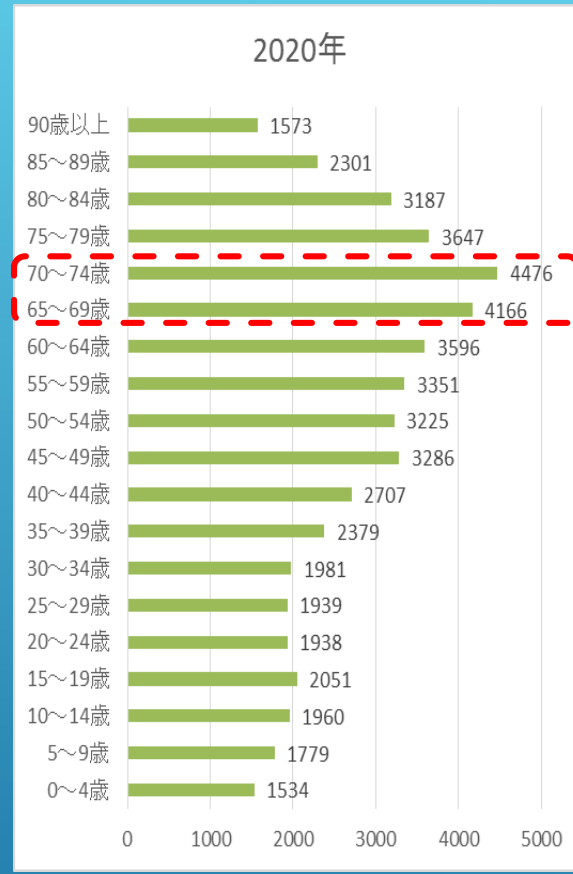
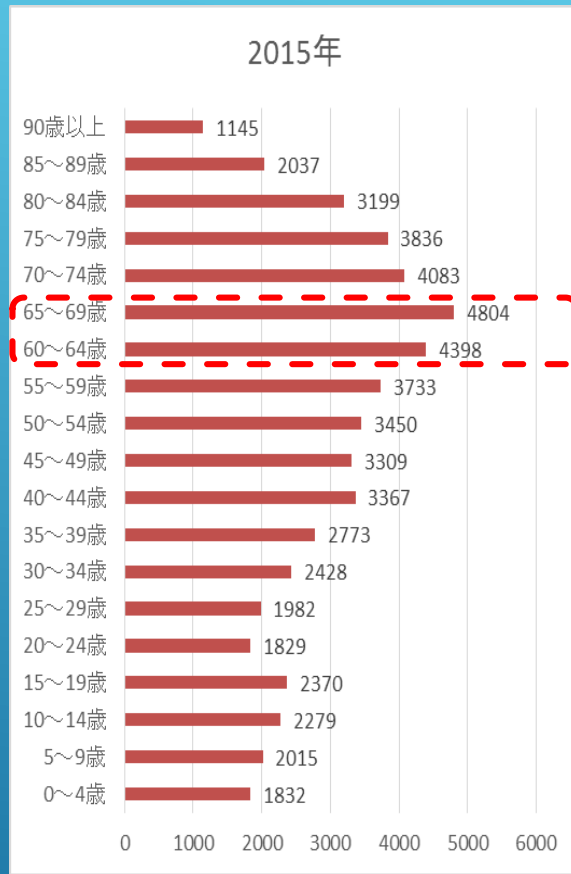
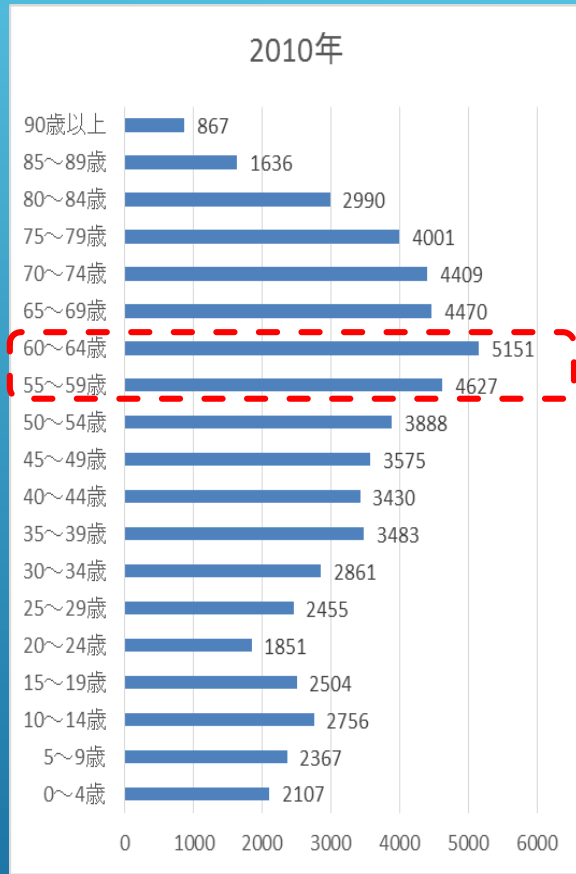
平成29年1月31日（火）

# 1. 介護予防・日常生活支援総合事業が必要な背景

- ▶ (1) 高齢化
- ▶ (2) 介護人材の不足
- ▶ (3) 介護給付費の増加

# (1) 高齢化

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」



	2010年	2015年	2020年	2025年
年齢別割合（0～14歳：％）	12.2	11.2	10.3	9.7
年齢別割合（15～64歳：％）	56.9	54.0	51.8	50.7
年齢別割合（65歳以上：％）	30.9	34.8	37.9	39.6
年齢別割合（75歳以上：％）	16.0	18.6	21.0	24.1

2025年には、総人口は約20%減少、65歳以上の高齢者は、約2%増加するし、高齢化率は、9%増加する。宮古市の高齢化率は約40%となる見込みとなっている。

## (2) 介護人材の不足

### 【要介護認定者数の推移】

出典：いきいきシルバーライフプラン2015

	2015年	2016年	2017年	2025年	増減
要支援 1	68人	57人	53人	53人	▲15人
要支援 2	158人	160人	162人	171人	13人
要介護 1	698人	770人	841人	937人	239人
要介護 2	940人	912人	884人	916人	▲24人
要介護 3	755人	785人	813人	893人	138人
要介護 4	626人	644人	659人	718人	92人
要介護 5	479人	474人	465人	496人	17人
合計	3,725人	3,801人	3,877人	4,184人	459人
高齢者人口比	19.7%	20.0%	20.4%	21.6%	1.9%

要介護状態となる可能性の高い、75歳以上高齢者数が増加することにより、要介護認定者数が増加し、サービス利用ニーズが増大することが予想されます。

## 【介護職員の需要及び供給推計】

出典：いわていきいきプラン2017

	2017年	2025年	増減
介護職員数需要推計	27,618人	29,433人	1,815人
介護職員数供給推計	23,943人	25,220人	1,277人
介護職員過不足数	3,676人	4,214人	－

県では、2017年で3,676人、2025年で4,214人の介護職員が不足すると推計しており、宮古市でも同様の不足が生じる可能性が高い。

## 【介護職員年齢構成】

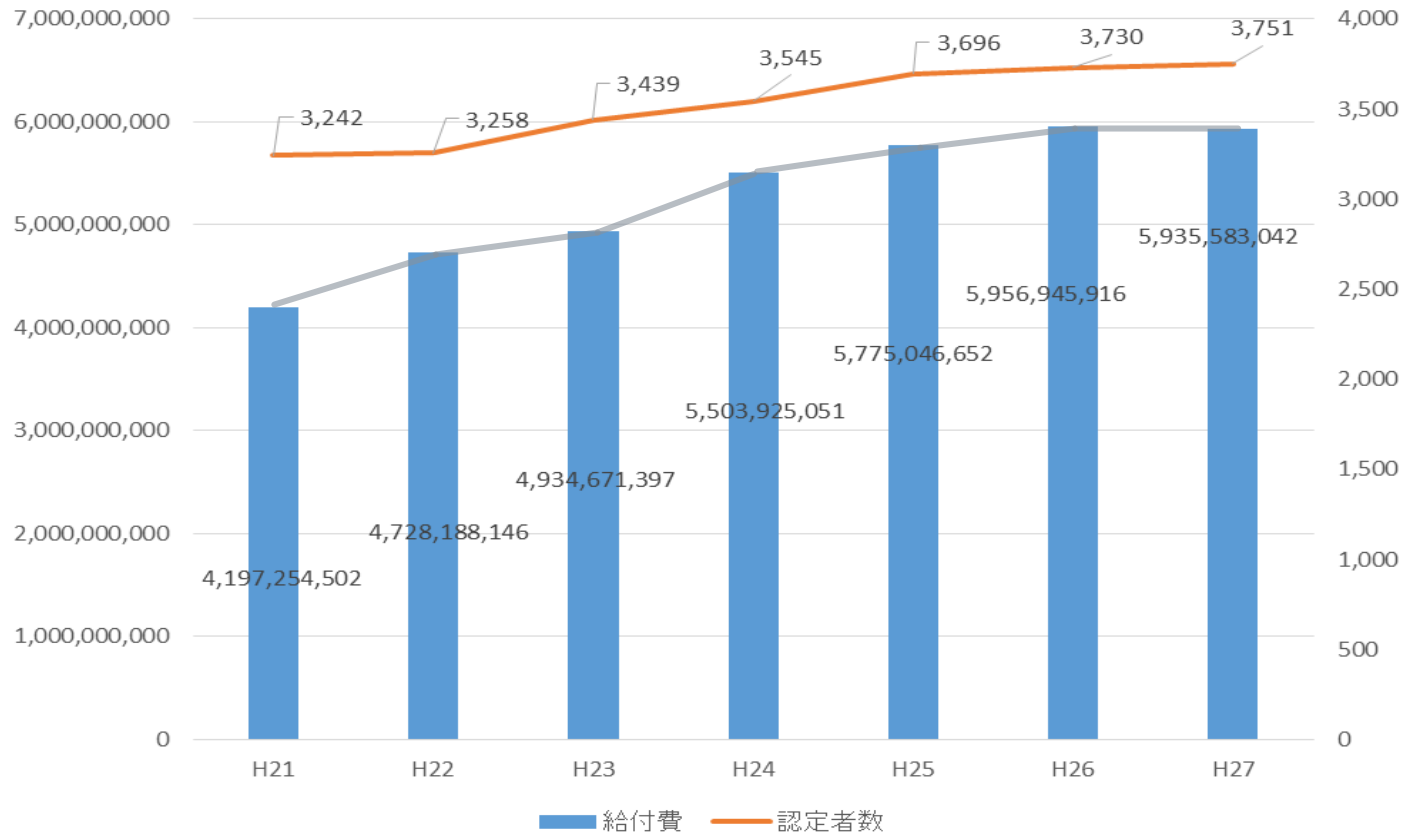
出典：第5回福祉人材確保対策検討会（H26.9.2）資料

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上
介護職員（施設等）	1.2%	19.0%	24.0%	22.4%	19.7%	12.0%
男性	1.3%	30.1%	33.8%	17.1%	9.2%	7.3%
女性	1.1%	15.5%	21.0%	24.1%	23.1%	13.5%
訪問介護員	0.2%	4.3%	11.6%	22.9%	27.5%	31.6%
男性	0.9%	15.0%	24.1%	20.2%	18.7%	19.8%
女性	0.2%	3.5%	10.6%	23.3%	28.2%	32.5%

50歳以上の職員の割合は、施設等の介護職員では、31.7%、訪問介護員においては59.1%となっており、2025年には、ほとんどの職員が定年となっている可能性が高い。

# (3) 介護給付費の増加

給付費と認定者の動向



宮古市における要介護認定者は、高齢化の伸展と比例し、右肩上がりに増え続けている。

認定者数が増えることにより、介護給付費も同様に右肩上がりに増え続けている。

また、介護給付費が増加することにより、介護保険料も増額となるため、65歳以上の高齢者の負担も増加することになる。

第6期介護保険事業計画においては、2025年における介護保険料月額を、基準額で8,000円程度とすることが見込まれている。

第1期 2000-2002	第2期 2003-2005	第3期 2006-2008	第4期 2009-2011	第5期 2012-2014	第6期 2015-2017	第9期 2023-2025
2,833円	2,936円	3,985円	3,931円	5,104円	5,900円	8,000円程度

## 2. 宮古市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業

- ▶ (1) 考え方
- ▶ (2) サービスの概要・類型
- ▶ (3) サービス単価

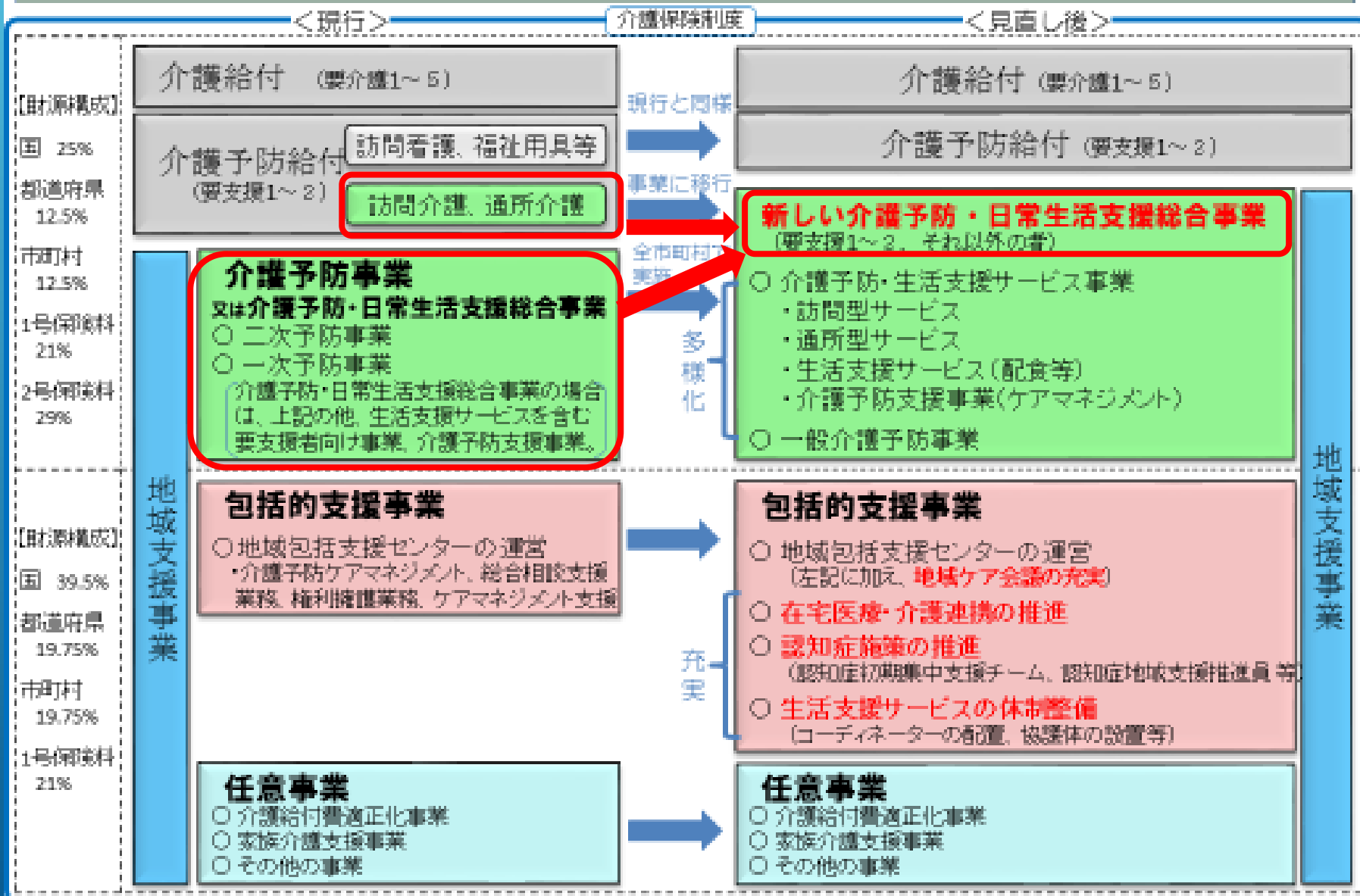
# (1) 考え方

- ▶ 平成29年度または平成30年度など、事業の実施期限に併せて、ある特定年度で完成するものではなく、2025年を見据えながら、PDCAサイクルにより常に構築し続けていく必要がある。
- ▶ 宮古市における事業の方向性となる指針を制定し、指針に基づき、庁内関係部署がそれぞれに事業の検討・実施・検証をする必要がある。
- ▶ 新しいものを構築することだけではなく、既存の事業や制度についても、情報を収集しながら、地域にあるサービスとして組み入れながら進めることも重要。
- ▶ 事業の実施にあたっては、制度の安定的な運営を図るという観点も必要であるため、費用の効率化や抑制も重要。

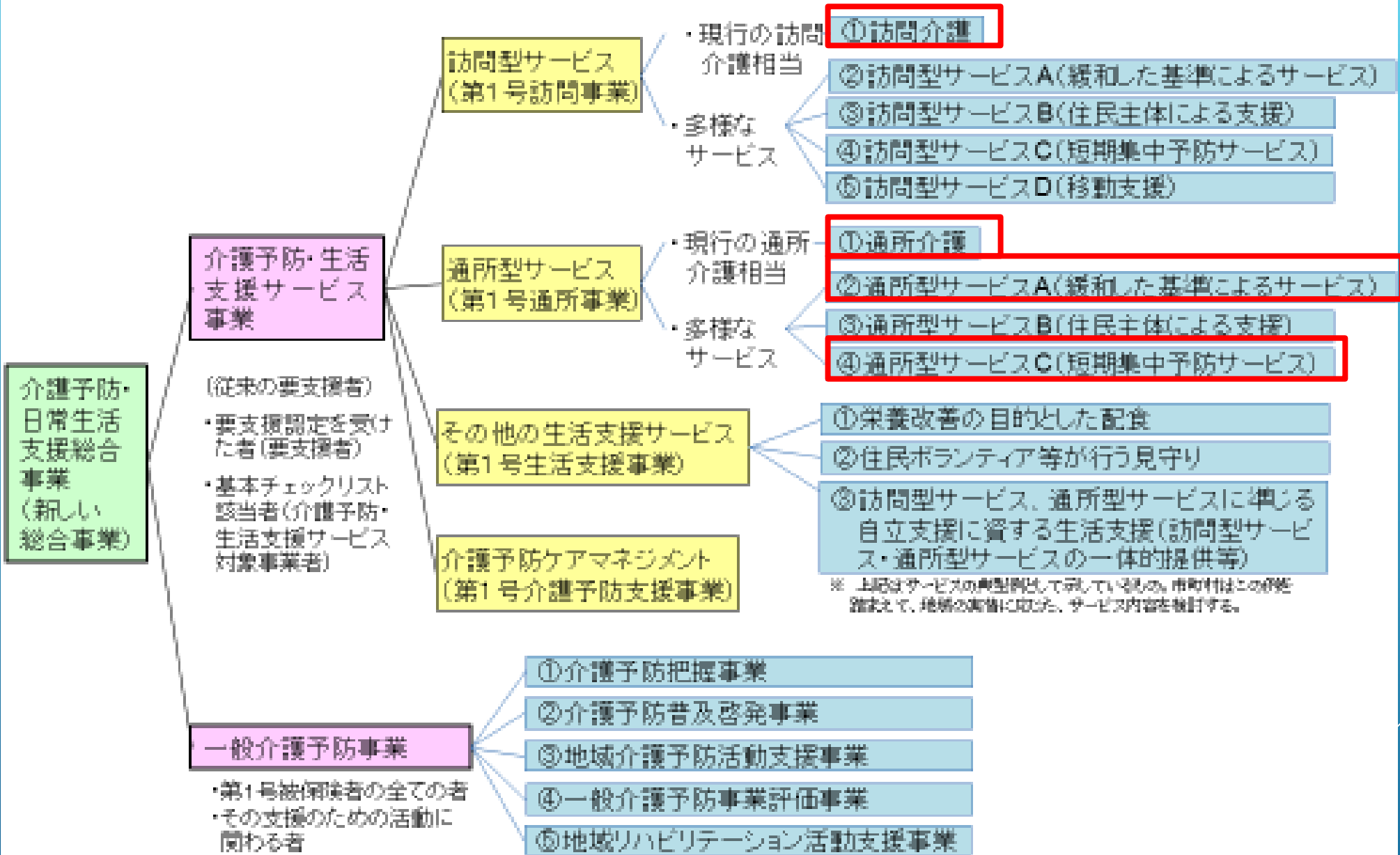


# (2) サービスの概要・類型

## 新しい地域支援事業の全体像



# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



平成29年度の事業実施年度は、現行相当のサービスと基準緩和サービス、短期集中サービスの実施を予定しています。

## 【サービスの利用者】

- ▶ 要介護 1～5 の介護給付利用者は、今までどおり介護サービスを利用していただけます。
- ▶ 要支援 1～2 の介護予防給付利用者のうち、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」のみの利用者は、介護予防・日常生活支援総合事業を利用することになります。
- ▶ 要支援 1～2 の介護予防給付利用者で、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」以外の利用者は、介護予防給付を利用することになります。
- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者は、要支援認定の手続きを簡略化し、基本チェックリストでのサービス利用が可能となります。

## 【宮古市におけるサービスの類型】

	訪問サービス		通所サービス	
	現行の訪問介護相当	現行の通所介護相当	基準緩和通所サービス	短期集中サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	通所介護と同様のサービス	ミニデイ、運動・レクなど	生活機能を改善するためのプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○現行の介護予防サービスの利用者 ○訪問介護員によるサービスが必要な利用者	○現行の介護予防サービスの利用者 ○基準緩和型によるサービスが困難な利用者	○現行の介護予防サービスよりも柔軟なサービスの利用が可能な利用者	○ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース
実施方法	事業者指定			委託
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	内容に応じた独自基準
サービス提供者	訪問介護員	通所介護事業者の従事者	雇用労働者+ボランティア	保健・医療の専門職
報酬の考え方	月額包括報酬  ※原則、月4回まで	1回当たりの報酬 ※月4回、月8回の2区分	現行の通所介護相当よりの緩和した分を減額	委託料

※そのほかのサービスについては、必要性や実現性を踏まえつつ、2025年までに順次、実施する。

## 【総合事業における要支援者の相違点】

	現行	平成29年4月以降	相違点
対象者	要支援1・2	要支援1・2 + 事業対象者	事業対象者を創設
要支援認定等の期間	平均45日程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援認定者申請は同左</li> <li>事業対象者は、短縮される見込み</li> </ul>	認定に係る手続きの一部簡略化
要支援認定更新時の有効期間	3か月～12ヶ月	3か月～24ヶ月	有効期間の延伸
利用可能なサービス	予防給付	予防給付 + 総合事業におけるサービス	利用できるサービスの拡大
サービスの利用調整者	ケアマネジャー	ケアマネジャー	—

※要介護認定者は、総合事業による変更点はありません。

## 【そのほかの事項】

	変更点	
利用の費用	基本的には変更なし	保険給付と同様、現行相当以外のサービス利用で負担が軽減される場合があります。
ケアマネジメントの方法	基本的には変更なし	利用者の自立支援に資するケアプランを作成していただくことには、変更はありません
要支援認定の方法	基本的には変更なし	現行の認定方法に加えて、要支援認定とは別に基本チェックリストによるサービス利用も可能となります。

要介護度	支給限度額	利用可能サービス
事業対象者（新設）	5,003単位（新設）	介護予防・日常生活支援総合事業サービスのみ
要支援 1	5,003単位（従来どおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防給付のみ</li> <li>・ 予防給付 + 総合事業サービス</li> <li>・ 総合事業サービスのみ</li> </ul>
要支援 2	10,473単位（従来どおり）	
要介護	要介護度による（従来どおり）	介護給付のみ

# 【事業対象者の被保険者証】

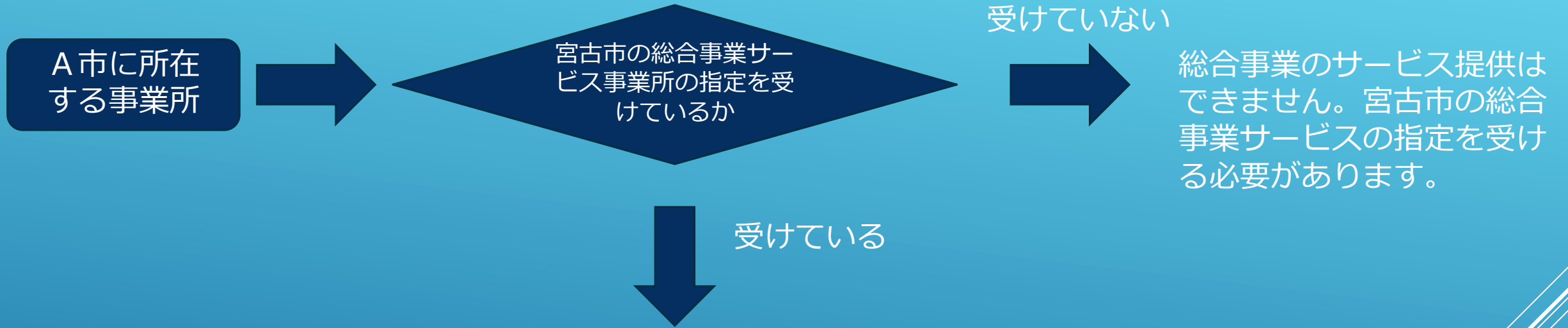
(一)		(二)		(三)		
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	内 容	
被 保 険 者	番号	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	年 月 日		期 間	
	住所	認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日		開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日	
	フリガナ	区分支給限度基準額			開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日	
	氏 名	居宅サービス等	年 月 日～ 年 月 日 1月当たり	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日 年 月 日	
	生年月日	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類		種類支給限度基準額	届出年月日 年 月 日
	性別	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定				届出年月日 年 月 日
交付年月日	平成 年 月 日			介護保険施設等	種類	
保険者番号並びに保険料納付済年数	032029				名称	
					種類	
					名称	

**「要介護状態区分等」**：事業対象者となります。  
**「認定年月日」**：基本チェックリストの実施日となります。  
**「認定の有効期間」**：認定に有効期間を設ける場合、記載されます。

**「地域包括支援センターの名称」**：介護予防ケアマネジメント依頼届出書の記載された地域包括支援センターの名称  
**「届出年月日」**：介護予防ケアマネジメントの依頼を届け出た日であり、この届出年月日が事業対象者としての認定日となります。

# 【住所地特例者の利用方法】

ケース1 A市の所在事業者が宮古市の被保険者に総合事業サービスを提供する場合



宮古市の総合事業のサービスを実施し、宮古市のサービスコードで宮古市に請求をしてください。  
A市の総合事業のサービス提供はできません。

※ 住民票が宮古市にある被保険者が対象です。  
実際の居所がA市でも宮古市でも同じ扱いになります。



## 【住所地特例者の利用方法】

### ケース2 A市の所在事業者がA市に住んでいる宮古市の住所地特例者に総合事業サービスを提供する場合

A市に所在  
する事業所



A市の総合事業のサービスを実施し、A市のサービスコードで請求を行ってください。

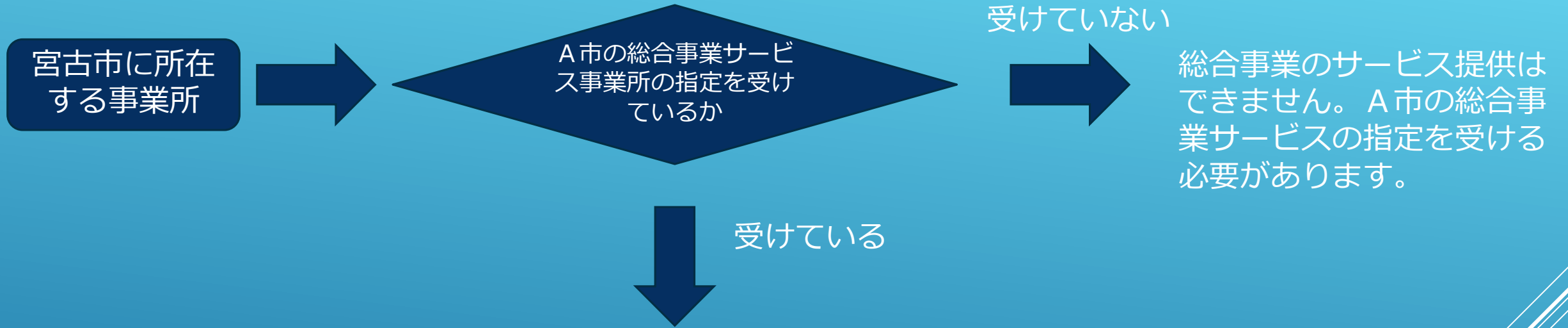
住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供は、A市が行い、介護予防ケアマネジメントについても、A市の地域包括支援センターが行うこととなります。

住所地特例者とは、  
宮古市の被保険者が、他市町村の住所地特例対象施設に入所・入居して、住所が施設がある市町村に変更した場合、住所地の市町村ではなく、施設入所前の市町村の被保険者となる者のことです。

※ 住民票は、A市の住所地特例対象施設となります。  
保険者は、宮古市となります。

## 【住所地特例者の利用方法】

### ケース3 宮古市の所在事業者がA市の被保険者に総合事業サービスを提供する場合



A市の総合事業のサービスを実施し、A市のサービスコードでA市に請求をしてください。  
宮古市の総合事業のサービス提供はできません。

※ A市の総合事業のみなし指定の有効期間等については、A市に確認が必要となります。

## 【住所地特例者の利用方法】

### ケース4 宮古市の所在事業者が宮古市に住んでいるA市の住所地特例者に総合事業サービスを提供する場合

宮古市に所在  
する事業所



宮古市の総合事業のサービスを実施し、宮古市のサービスコードで請求を行ってください。

住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供は、宮古市が行い、介護予防ケアマネジメントについても、宮古市の地域包括支援センターが行うこととなります。

- ※ 住民票は、宮古市の住所地特例対象施設となります。  
保険者は、A市となります。

## 【請求事務について】

- ▶ 平成29年度から実施する宮古市の総合事業のサービスの審査支払については、従来の介護予防サービスと同様に岩手県国民健康保険団体連合会を經由して実施することになります。
- ▶ 請求についての事務処理方法は、大きく変わりませんが、宮古市の総合事業のサービスコードによる請求となります。
- ▶ 宮古市の総合事業サービスコードによる請求を行うためには、宮古市の単位数マスタを各事業所の請求ソフトに取り込む必要があります。

# (3) サービス単価

## 【訪問型サービスの基準について】

	国基準訪問型サービス
サービス内容	・訪問介護員による、入浴・排泄・食事等の介助である身体介護+掃除・洗濯等の生活援助 ・現行の予防サービスと同様に、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計10号）の範囲内で実施
指定・委託の区分	指定事業者（平成29年度はみなし指定有）
サービス対象者	要支援1・2、事業対象者
サービス提供頻度	原則週1回程度（月4回を原則）
利用者負担額	1割又は2割として負担割合証を発行（介護給付に準ずる）
人員	・管理者：                  資格要件なし          常勤、専従      1.0人 ・サービス提供責任者：資格要件あり          常勤、専従      1.0人          利用者40人につき1人以上 ・訪問介護員：              資格要件あり                                  2.5人以上 ※員数は常勤換算による
設備	事業運営のための専用区画の設置
運営	個別サービス計画の作成：必要

## 【訪問型サービスの単価について】

		国基準単位数	宮古市単位数	
訪問型サービス費Ⅰ (1月につき)	週1回程度	1,168単位	1,168単位	
訪問型サービス費Ⅱ (1月につき)	週2回程度	2,335単位	—	設定しない
訪問型サービス費Ⅲ (1月につき)	週2回を超える	3,704単位	—	設定しない
初回加算		200単位		加算要件は、現行と同様
生活機能向上連携加算		100単位		〃
特別地域加算		15/100		〃
中山間地域等における小規模事業所加算 (居住者)		5/100		〃

	国基準単位数	宮古市単位数	
中山間地域等における小規模事業所加算 (事業所規模)	10/100	10/100	加算要件は、現行と同様
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.6%	8.6%	〃
介護職員処遇改善加算Ⅱ	4.8%	4.8%	〃
介護職員処遇改善加算Ⅲ	Ⅱ×90/100	Ⅱ×90/100	〃
介護職員処遇改善加算Ⅳ	Ⅱ×80/100	Ⅱ×80/100	〃
サービス提供責任者体制の減算	70/100	70/100	〃
同一若しくは隣接する敷地内の建物に居住 する利用者に対する減算	90/100	90/100	〃

原則として、現行のサービス及び加算体制を維持するが、宮古市の平成介護予防訪問介護利用実績が、月5回程度であることを勘案し、月4回程度のみ報酬を設定する。

# 【通所型サービスの基準について】

	国基準通所型サービス	基準緩和型通所サービス
サービス内容	入浴・運動・レクリエーションなどを日中帯を通じて提供	入浴・運動・レクリエーションなどを2～3時間程度の短時間提供
指定・委託の区分	指定事業者（平成29年度はみなし指定有）	指定事業者（平成29年度から実施する場合は、指定申請必要）
サービス対象者	要支援1・2、事業対象者	
サービス提供頻度	週1～2回程度	必要に応じて
利用者負担額	1割又は2割として負担割合証を発行（介護給付に準ずる）	
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 : 資格要件なし 常勤、専従1以上</li> <li>・生活相談員 : 資格要件有 1以上</li> <li>・看護職員 : 資格要件有（看護師・准看護師） 1以上（利用定員が11人以上）</li> <li>・機能訓練指導員 : 資格要件有 1以上</li> <li>・介護職員 : 資格要件なし 利用者1～15人 : 専従1以上 15人～ : 利用者1人に0.2以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 : 資格要件なし 専従1以上</li> <li>・生活相談員 : 不要</li> <li>・看護職員 : 不要</li> <li>・運動指導員 : 資格要件なし（運動を実施する場合のみ） 専従1以上</li> <li>・介護職員 : 資格要件なし 利用者1～15人 : 専従1以上 15人～ : 利用者1人に0.2以上</li> </ul>



## 【通所型サービスの基準について】

	国基準通所型サービス	基準緩和型通所サービス
設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務室：必要</li><li>・相談室：必要</li><li>・静養室：必要</li><li>・食堂、機能訓練室：3㎡×利用定員</li></ul> ※現行の基準に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務室：必要</li><li>・相談室：不要</li><li>・静養室：静養スペースで可</li><li>・食堂：必要に応じて設置</li><li>・機能訓練室：活動室として活動に必要な広さを確保</li></ul>
運営	個別サービス計画作成：必要	個別サービス計画の作成：必要に応じて
その他	現行の基準を遵守	特に独自の定めのない事項に関しては現行の基準を遵守

新しく、新設する基準緩和型通所サービスは、高齢者のニーズに合わせた柔軟なサービスの提供を目指して創設した区分であり、高齢者の介護予防に資する多様な取り組みを推進することとなります。

## 【通所型サービスの単価について】

		国基準単位数	宮古市単位数	
通所型サービス費Ⅰ (1月につき)	月4回まで	1,147単位	—	設定しない
通所型サービス費Ⅱ (1月につき)	月5～8回	3,377単位	—	設定しない
通所型サービス費Ⅲ (1回あたり)	月4回まで	378単位	378単位	
通所型サービス費Ⅳ (1回あたり)	月5～8回	389単位	389単位	
通所型サービス費Ⅴ (1回あたり)	月8回まで	—	300単位	基準緩和型サービス
生活機能向上グループ加算 (1月につき)		100単位	100単位	加算要件は、現行と同様
中山間居住者サービス提供加算		5/100	5/100	〃

	国基準単位数	宮古市単位数	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	4.0%	8.6%	〃
介護職員処遇改善加算Ⅱ	2.2%	4.8%	〃
介護職員処遇改善加算Ⅲ	Ⅱ×90/100	Ⅱ×90/100	〃
介護職員処遇改善加算Ⅳ	Ⅱ×80/100	Ⅱ×80/100	〃
利用定員超過による減算	70/100	70/100	〃
看護・看護師の員数不足による減算	70/100	70/100	
同一若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する減算	376単位	376単位	(通所型サービス費Ⅲ) 1月の請求額から減算
同一若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する減算	752単位	752単位	(通所型サービス費Ⅳ) 1月の請求額から減算

基準緩和型サービスを実施するため、月包括報酬は実施しない。  
運動機能、栄養改善などのその他の加算は実施しない。

## 【宮古市におけるサービスコードについて】

宮古市における介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードは、別添資料のとおりとなります。

### 3. 宮古市の訪問型・通所型サービスの事業者指定について

- ▶ (1) みなし事業者指定について
- ▶ (2) 指定申請時の提出書類について
- ▶ (3) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する記載

# (1) みなし事業者指定について

平成27年3月までに、「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」の指定を受け、引き続き事業運営を行っている場合、それぞれ「介護予防訪問サービス」・「介護予防通所サービス」事業については、「みなし指定」となっており、宮古市では、みなし指定の有効期限を平成30年3月31日としています。

事業所の区分	介護予防訪問・介護予防通所サービス事業者の指定	その他
H27.3月までに現行の介護予防訪問・介護予防通所事業所の指定を受けた者	みなし指定 (申請不要)	平成30年4月以降も宮古市の国基準サービスを実施する場合には、指定の更新を受ける必要があります。
H27.4月以降に現行の介護予防訪問・介護予防通所事業所の指定を受けた者	要申請 (申請書類省略可とする予定)	
現行の介護予防訪問・介護予防通所事業所の指定を受けていない者	要申請	

宮古市においては、平成27年4月以降に新たに指定を受けた事業所は、訪問介護事業所が2事業所ありますので、介護予防訪問介護サービスを提供する場合、申請が必要となります。

## (2) 指定申請時の提出書類について

	提出書類（案）
1	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
2	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定に係る記載事項
3	申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
4	事業所の平面図
5	設備・備品等に係る一覧表
6	管理者の経歴
7	運営規程
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
9	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
10	当該申請に係る資産の状況
11	介護予防・日常生活支援総合事業サービス費の請求に関する事項
12	誓約書
13	役員の氏名等
14	その他の事項

左記の提出書類（案）は現段階での予定となっています。

原則として、現在の指定申請と同様になる予定です。

既存事業者については、提出が必要な書類の省略可を図る予定となっています。

## (3) 記載について

### 【定款の記載について】

平成30年3月31日までは、「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」と介護予防・日常生活支援総合事業の双方を実施する可能性があるため、双方のサービスを実施するためには、2種類の記載が必要となります。

介護予防・日常生活支援総合事業を追加する場合、「第1号訪問事業」・「第1号通所事業」という名称で追加することとなります。

なお、現在の標記が、「老人居宅介護事業」や「老人デイサービス事業」の場合は、第1号〇〇事業の追加は不要となります。

※ 第1号〇〇事業とは、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防サービス、生活支援サービスの両方を指します。

### 【運営規程・重要事項説明書の記載について】

「第1号訪問事業」・「第1号通所事業」又は「介護予防訪問サービス」・「介護予防通所サービス」を追加する必要があります。